

第 1 総務企画部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
過疎地域集落	過疎地域集落再編整備事業 (過疎地域持続的発展支援交付金)	市町村	1 定住促進団地整備事業 過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助 2 定住促進空き家活用事業 過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助 3 集落等移転事業 基幹的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助 4 季節居住団地整備事業 交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助	国庫 対象経費の1/2以内		過疎対策事業 ＜充当率＞100% (集落再編整備のための住宅の場合は ＜充当率＞75%)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援する。 ＜交付対象団体＞ 過疎地域を有する市町村 ＜対象地域の限度額＞ 91,000千円 1 定住促進団地整備事業 3,877千円×戸数 2 定住促進空き家活用事業 4,000千円×戸数 ＜対象事業＞ 1 定住促進団地整備事業 2 定住促進空き家活用事業 3 集落等移転事業 4 季節居住団地整備事業	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	市町村課地域振興室
過疎地域遊休施設	過疎地域遊休施設再整備事業 (過疎地域持続的発展支援交付金)	市町村・一部事務組合等	過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対する補助	国庫 対象経費の1/3以内		過疎対策事業 ＜充当率＞100%	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援する。 ＜交付対象団体＞ 過疎地域を有する市町村 構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等 ＜対象経費の限度額＞ 60,000千円 ＜対象事業＞ 次の要件を満たす事業であって、過疎地域持続的発展市町村計画において原則として当該年度に実施するものとして定められた事業 1 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 2 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 3 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 4 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 5 文化、歴史等の地域の特性・魅力を生かしたものであること。	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要													
移動通信用鉄塔施設	無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	市町村	携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消等を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備の整備をする事業に対する補助	（国間） 補助率は事業の区分により異なる。（説明欄参照）	（県復） 三河山間部において実施される事業について予算の範囲内で補助		実負担額又は標準負担額のうちいずれか少ない額に0.5を乗じて得た額が特別交付税の基礎数値となる。	<対象地域> 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯 <対象事業> ア 基地局施設整備（4G等） 圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する事業 イ 高度化施設整備（5G等） 4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する事業 <国庫補助率> <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>国庫補助率</th></tr><tr><td rowspan="2">基地局施設整備</td><td>無線通信事業者が事業に1社参画する場合</td><td>補助対象経費の1/2（離島・半島・山村の場合3/5）</td></tr><tr><td>無線通信事業者が事業に複数社参画する場合</td><td>補助対象経費の2/3（離島・半島・山村の場合3/4）</td></tr><tr><td rowspan="2">高度化施設整備</td><td>無線通信事業者が事業に1社参画する場合</td><td>補助対象経費の1/2（離島・半島・山村の場合3/5）</td></tr><tr><td>無線通信事業者が事業に複数社参画する場合</td><td>補助対象経費の2/3（離島・半島・山村の場合3/4）</td></tr></table>	区分		国庫補助率	基地局施設整備	無線通信事業者が事業に1社参画する場合	補助対象経費の1/2（離島・半島・山村の場合3/5）	無線通信事業者が事業に複数社参画する場合	補助対象経費の2/3（離島・半島・山村の場合3/4）	高度化施設整備	無線通信事業者が事業に1社参画する場合	補助対象経費の1/2（離島・半島・山村の場合3/5）	無線通信事業者が事業に複数社参画する場合	補助対象経費の2/3（離島・半島・山村の場合3/4）	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	デジタル戦略課
区分		国庫補助率																					
基地局施設整備	無線通信事業者が事業に1社参画する場合	補助対象経費の1/2（離島・半島・山村の場合3/5）																					
	無線通信事業者が事業に複数社参画する場合	補助対象経費の2/3（離島・半島・山村の場合3/4）																					
高度化施設整備	無線通信事業者が事業に1社参画する場合	補助対象経費の1/2（離島・半島・山村の場合3/5）																					
	無線通信事業者が事業に複数社参画する場合	補助対象経費の2/3（離島・半島・山村の場合3/4）																					
民放ラジオ放送難聴解消施設	無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業）	市町村	ラジオ放送が災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となることから、特定地上基幹放送事業者等が行う地上系によるラジオ放送（以下「地上ラジオ放送」という。）を受信できない地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とすることを目的として地上ラジオ放送用施設及び設備を整備する事業に対する補助	（国直） 補助率は事業により異なる。（説明欄参照）		一般補助施設整備等事業<充当率>75%	実負担額又は標準負担額のうちいずれか少ない額に0.5を乗じて得た額が特別交付税の基礎数値となる。	<対象事業> ア 都市型難聴対策事業 建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備 イ 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備 ウ 地理的・地形的難聴対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信の障害が発生することその他の地理的条件により地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備 <補助率> <table><tr><th>事業</th><th>補助率</th></tr><tr><td>都市型難聴対策事業</td><td>対象経費の1/2</td></tr><tr><td>外国波混信対策事業</td><td>対象経費の2/3</td></tr><tr><td>地理的・地形的難聴対策事業</td><td>対象経費の2/3</td></tr></table>	事業	補助率	都市型難聴対策事業	対象経費の1/2	外国波混信対策事業	対象経費の2/3	地理的・地形的難聴対策事業	対象経費の2/3	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	デジタル戦略課					
事業	補助率																						
都市型難聴対策事業	対象経費の1/2																						
外国波混信対策事業	対象経費の2/3																						
地理的・地形的難聴対策事業	対象経費の2/3																						
超高速ブロードバンド基盤施設	無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	5G・IoT等の高度無線環境の実現には、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等が必要なため、光ファイバ等の伝送路を整備する事業等に対する補助	（国直） 補助率は事業主体の区分により異なる。（説明欄参照）	（県庫） 三河山間部において実施される事業について予算の範囲内で補助	一般補助施設整備等事業<充当率>75%	本事業と併せて電気通信事業者等の光ファイバの整備に対して補助を行う場合、当該地方負担額に0.5を乗じ、さらに財政力補正係数を乗じて得た額が特別交付税の基礎数値となる。	<対象地域> 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯） <対象事業> 伝送用専用線設備整備事業 市町村、一部事務組合若しくは広域連合又は第三セクターが整備主体となって、直接伝送用専用線設備の整備を行うもの <補助率> <table><tr><th>区分</th><th>補助率 ※</th></tr><tr><td>財政力指数0.5未満の市町村等</td><td>対象経費の1/2（離島の場合4/5）</td></tr><tr><td>財政力指数0.5以上の市町村等</td><td>対象経費の1/3（離島の場合4/5）</td></tr><tr><td>第三セクター</td><td>対象経費の3/4（離島の場合4/5）</td></tr></table> ※ 伝送用専用線の一部または全部を埋設する場合や海底ケーブルの敷設を伴わない場合などは異なる補助率となる。	区分	補助率 ※	財政力指数0.5未満の市町村等	対象経費の1/2（離島の場合4/5）	財政力指数0.5以上の市町村等	対象経費の1/3（離島の場合4/5）	第三セクター	対象経費の3/4（離島の場合4/5）	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	デジタル戦略課					
区分	補助率 ※																						
財政力指数0.5未満の市町村等	対象経費の1/2（離島の場合4/5）																						
財政力指数0.5以上の市町村等	対象経費の1/3（離島の場合4/5）																						
第三セクター	対象経費の3/4（離島の場合4/5）																						

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	概要																	
放送ネットワーク施設	放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	被災情報や避難情報などの情報を確実に提供するため、予備送信所設備、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備事業に対する補助	（国直） 補助率は事業により異なる。 （説明欄参照）		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉 75%		＜対象事業＞ 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターが所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から実施する以下の事業 ア 予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備放送設備の整備、中継ルートの再構築（同一経路での再整備を除く。）に係る整備 イ 自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備 ＜補助率＞ <table><tr><th>区分</th><th>補助率</th></tr><tr><td>市町村・一部事務組合・広域連合（条件不利地域において中継ルートの再構築を行う場合を除く）</td><td>対象経費の1/2</td></tr><tr><td>第三セクター（条件不利地域において中継ルートの再構築を行う場合を除く）</td><td>対象経費の1/3</td></tr><tr><td>条件不利地域（離島地域除く）において中継ルートの再構築を行う場合</td><td>対象経費の2/3</td></tr><tr><td>離島地域において中継ルートの再構築を行う場合</td><td>対象経費の3/4</td></tr></table>	区分	補助率	市町村・一部事務組合・広域連合（条件不利地域において中継ルートの再構築を行う場合を除く）	対象経費の1/2	第三セクター（条件不利地域において中継ルートの再構築を行う場合を除く）	対象経費の1/3	条件不利地域（離島地域除く）において中継ルートの再構築を行う場合	対象経費の2/3	離島地域において中継ルートの再構築を行う場合	対象経費の3/4	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	デジタル戦略課							
	区分	補助率																									
	市町村・一部事務組合・広域連合（条件不利地域において中継ルートの再構築を行う場合を除く）	対象経費の1/2																									
	第三セクター（条件不利地域において中継ルートの再構築を行う場合を除く）	対象経費の1/3																									
条件不利地域（離島地域除く）において中継ルートの再構築を行う場合	対象経費の2/3																										
離島地域において中継ルートの再構築を行う場合	対象経費の3/4																										
放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター・承継事業者	災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備事業及び条件不利地域における老朽化した既存幹線を同時に更改する事業に対する補助	（国直） 対象経費の1/2 （第三セクターが事業主体である場合は1/3）		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉 75%		＜対象事業＞ 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターが所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網遮断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業 ア 有線網遮断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業 イ 離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域を含む地域において、有線網遮断が想定される箇所等のループ化、複線化又は一部無線化と同時に行う、老朽化した既設の有線網の更改を行う事業	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	デジタル戦略課																		
放送ネットワーク整備支援事業（ケーブルテレビ光化等整備支援事業）	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター・承継事業者	ケーブルテレビ網を通じて地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像（4K・8K）の視聴環境の構築を目的とした、ケーブルテレビ網の光化等の整備事業に対する補助	（国直） 補助率は区分により異なる。（説明欄参照）	（県単） 三河山間部において実施される事業について予算の範囲内で補助	一般補助施設整備等事業 〈充当率〉 75%		＜対象団体＞ 次の要件を全て満たす団体 ① ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている ② 条件不利地域（離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村又は過疎地域）を有する（業務区域の市町村数が10を超える場合） ＜対象事業＞ 市町村（一部事務組合、広域連合を含む）、第三セクター又はこれらの連携主体の所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、上記対象団体の要件をいずれも満たす地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業 ＜補助率＞ <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>補助率</th></tr><tr><td rowspan="2">市町村（連携主体を含む。）</td><td>市町村財政力指数0.5以下</td><td>対象経費の1/2</td></tr><tr><td>市町村財政力指数0.5超</td><td>対象経費の1/3</td></tr><tr><td rowspan="2">市町村（連携主体を含む。）の承継事業者</td><td>条件不利地域を整備</td><td>対象経費の2/3</td></tr><tr><td>条件不利地域以外を整備</td><td>対象経費の1/3</td></tr><tr><td rowspan="2">第三セクター（連携主体を含む。）又はその承継事業者</td><td>条件不利地域を整備</td><td>対象経費の1/2</td></tr><tr><td>条件不利地域以外を整備</td><td>対象経費の1/3</td></tr></table> 異なる補助率のエリアを整備する場合は、実態に即した按分を実施	区分		補助率	市町村（連携主体を含む。）	市町村財政力指数0.5以下	対象経費の1/2	市町村財政力指数0.5超	対象経費の1/3	市町村（連携主体を含む。）の承継事業者	条件不利地域を整備	対象経費の2/3	条件不利地域以外を整備	対象経費の1/3	第三セクター（連携主体を含む。）又はその承継事業者	条件不利地域を整備	対象経費の1/2	条件不利地域以外を整備	対象経費の1/3	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	デジタル戦略課
区分		補助率																									
市町村（連携主体を含む。）	市町村財政力指数0.5以下	対象経費の1/2																									
	市町村財政力指数0.5超	対象経費の1/3																									
市町村（連携主体を含む。）の承継事業者	条件不利地域を整備	対象経費の2/3																									
	条件不利地域以外を整備	対象経費の1/3																									
第三セクター（連携主体を含む。）又はその承継事業者	条件不利地域を整備	対象経費の1/2																									
	条件不利地域以外を整備	対象経費の1/3																									
無線システム普及支援事業（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）	市町村	大規模な自然災害時において、現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化を図る事業に対する補助	（国直） 対象経費の1/2 （受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村が事業主体となる場合は2/3）		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉 75%		＜対象事業＞ 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送等の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として放送設備等を整備する事業	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	デジタル戦略課																		

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																																			
消防防災施設	消防防災施設整備費補助金	市町村・一部事務組合等	次の消防防災施設の整備 ・耐震性貯水槽 ・備蓄倉庫（地域防災拠点施設） ・防火水槽（林野分） ・救助活動等拠点施設等 ・活動火山対策避難施設 ・画像伝送システム（施設分） ・広域訓練拠点施設 ・救急安心センター ・救急医療情報収集装置	国直 補助率は施設及び型（級）により異なる。（説明欄参照）	一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞90% （消防庁舎の整備の場合は＜充当率＞75%）			<table><thead><tr><th colspan="2">補助対象施設及び型（級）</th><th>基準額（千円）</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="15">耐震性貯水槽</td><td>40 m型</td><td>8,177</td><td rowspan="15">1/2 以内</td></tr><tr><td>60 m型</td><td>14,111</td></tr><tr><td>100 m型</td><td>22,177</td></tr><tr><td>200 m型</td><td>44,435</td></tr><tr><td>300 m型以上</td><td>44,435 +17,825(※) ※200 mを超える部分の 100 m毎の基準額</td></tr><tr><td>地上設置 40 m型</td><td>10,850</td></tr><tr><td>地上設置 60 m型</td><td>19,772</td></tr><tr><td>地上設置 100 m型</td><td>29,085</td></tr><tr><td>飲料水兼用 40 m型</td><td>43,182</td></tr><tr><td>飲料水兼用 60 m型</td><td>62,613</td></tr><tr><td>飲料水兼用 100 m型</td><td>70,538</td></tr><tr><td>飲料水兼用 1,500 m型</td><td>364,237</td></tr><tr><td>飲料水兼用地上設置 40 m型</td><td>56,566</td></tr><tr><td>飲料水兼用地上設置 60 m型</td><td>63,573</td></tr><tr><td>飲料水兼用地上設置 100 m型</td><td>84,291</td></tr><tr><td colspan="2">備蓄倉庫（地域防災拠点施設）</td><td>179 (1 m当たりの基準額)</td><td>1/3 以内 (1/2 以内)</td></tr><tr><td rowspan="3">防火水槽（林野分）</td><td>有蓋</td><td>3,775</td><td rowspan="3">1/3 以内 (1/2 以内) (5.5/10 以内)</td></tr><tr><td>無蓋</td><td>3,100</td></tr><tr><td>無底</td><td>3,100</td></tr><tr><td rowspan="5">救助活動等拠点施設等</td><td>ヘリコプター離着陸場</td><td>59,318</td><td rowspan="5">1/3 以内 (5.5/10 以内)</td></tr><tr><td>資機材保管等施設</td><td>24,511</td></tr><tr><td>空中消火等資機材</td><td>12,439</td></tr><tr><td>山家給油施設</td><td>55,089</td></tr><tr><td>合計</td><td>151,357</td></tr><tr><td rowspan="3">活動火山対策避難施設</td><td>避難壕</td><td>補助対象経費</td><td rowspan="3">1/3 以内 (1/2 以内)</td></tr><tr><td>避難舎</td><td>補助対象経費</td></tr><tr><td>ヘリコプター離着陸用広場</td><td>補助対象経費</td></tr><tr><td rowspan="2">画像伝送システム（施設分）</td><td>消防本部地球局施設</td><td>28,451</td><td rowspan="2">1/2 以内</td></tr><tr><td>消防用高所監視施設</td><td>93,165</td></tr><tr><td>広域訓練拠点施設</td><td></td><td>329,084</td><td rowspan="3">1/3 以内</td></tr><tr><td rowspan="2">救急安心センター等整備事業</td><td>救急安心センター整備事業</td><td>11,283</td></tr><tr><td>救急医療情報収集装置</td><td>1,693</td></tr></tbody></table> 〔備考〕耐震性貯水槽（飲料水兼用 40 m型・60 m型・100 m型、飲料水兼用地上設置 40 m型・60 m型・100 m型に限る。）に緊急遮断装置を設けない場合の補助基準額は、上記の補助基準額から 7,139 千円を控除した額とする。 補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。 注） 1 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）において、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条の地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内。 2 防火水槽（林野分）において、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 4 条の離島振興計画に掲げる施設、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 5 条の振興開発計画に掲げる施設、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条の山村振興計画（財政力指数が 0.44 以下である市町村の計画に限る。）に掲げる施設、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 6 条の振興開発計画に掲げる施設、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条の沖縄振興計画に掲げる施設、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 137 号）第 8 条の過疎地域持続的発展市町村計画に掲げる施設にあっては 5.5/10 以内。 3 防火水槽（林野分）において、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条の地震対策緊急整備事業計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内。 4 救助活動等拠点施設等において、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条の山村振興計画（財政力指数が 0.44 以下である市町村の計画に限る。）に掲げる施設（林野火災用活動拠点広場に限る。）にあっては 5.5/10 以内。 5 活動火山対策避難施設において、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 14 条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内。	補助対象施設及び型（級）		基準額（千円）	補助率	耐震性貯水槽	40 m型	8,177	1/2 以内	60 m型	14,111	100 m型	22,177	200 m型	44,435	300 m型以上	44,435 +17,825(※) ※200 mを超える部分の 100 m毎の基準額	地上設置 40 m型	10,850	地上設置 60 m型	19,772	地上設置 100 m型	29,085	飲料水兼用 40 m型	43,182	飲料水兼用 60 m型	62,613	飲料水兼用 100 m型	70,538	飲料水兼用 1,500 m型	364,237	飲料水兼用地上設置 40 m型	56,566	飲料水兼用地上設置 60 m型	63,573	飲料水兼用地上設置 100 m型	84,291	備蓄倉庫（地域防災拠点施設）		179 (1 m当たりの基準額)	1/3 以内 (1/2 以内)	防火水槽（林野分）	有蓋	3,775	1/3 以内 (1/2 以内) (5.5/10 以内)	無蓋	3,100	無底	3,100	救助活動等拠点施設等	ヘリコプター離着陸場	59,318	1/3 以内 (5.5/10 以内)	資機材保管等施設	24,511	空中消火等資機材	12,439	山家給油施設	55,089	合計	151,357	活動火山対策避難施設	避難壕	補助対象経費	1/3 以内 (1/2 以内)	避難舎	補助対象経費	ヘリコプター離着陸用広場	補助対象経費	画像伝送システム（施設分）	消防本部地球局施設	28,451	1/2 以内	消防用高所監視施設	93,165	広域訓練拠点施設		329,084	1/3 以内	救急安心センター等整備事業	救急安心センター整備事業	11,283	救急医療情報収集装置	1,693	消防防災施設整備費補助金交付要綱	災害対策課 消防保安課
補助対象施設及び型（級）		基準額（千円）	補助率																																																																																										
耐震性貯水槽	40 m型	8,177	1/2 以内																																																																																										
	60 m型	14,111																																																																																											
	100 m型	22,177																																																																																											
	200 m型	44,435																																																																																											
	300 m型以上	44,435 +17,825(※) ※200 mを超える部分の 100 m毎の基準額																																																																																											
	地上設置 40 m型	10,850																																																																																											
	地上設置 60 m型	19,772																																																																																											
	地上設置 100 m型	29,085																																																																																											
	飲料水兼用 40 m型	43,182																																																																																											
	飲料水兼用 60 m型	62,613																																																																																											
	飲料水兼用 100 m型	70,538																																																																																											
	飲料水兼用 1,500 m型	364,237																																																																																											
	飲料水兼用地上設置 40 m型	56,566																																																																																											
	飲料水兼用地上設置 60 m型	63,573																																																																																											
	飲料水兼用地上設置 100 m型	84,291																																																																																											
備蓄倉庫（地域防災拠点施設）		179 (1 m当たりの基準額)	1/3 以内 (1/2 以内)																																																																																										
防火水槽（林野分）	有蓋	3,775	1/3 以内 (1/2 以内) (5.5/10 以内)																																																																																										
	無蓋	3,100																																																																																											
	無底	3,100																																																																																											
救助活動等拠点施設等	ヘリコプター離着陸場	59,318	1/3 以内 (5.5/10 以内)																																																																																										
	資機材保管等施設	24,511																																																																																											
	空中消火等資機材	12,439																																																																																											
	山家給油施設	55,089																																																																																											
	合計	151,357																																																																																											
活動火山対策避難施設	避難壕	補助対象経費	1/3 以内 (1/2 以内)																																																																																										
	避難舎	補助対象経費																																																																																											
	ヘリコプター離着陸用広場	補助対象経費																																																																																											
画像伝送システム（施設分）	消防本部地球局施設	28,451	1/2 以内																																																																																										
	消防用高所監視施設	93,165																																																																																											
広域訓練拠点施設		329,084	1/3 以内																																																																																										
救急安心センター等整備事業	救急安心センター整備事業	11,283																																																																																											
	救急医療情報収集装置	1,693																																																																																											

＜次ページへ続く＞

<次ページへ続く>

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																			
消防防災施設	消防防災施設整備費補助金	市町村・一部事務組合等			＜前ページからの続き＞			(高機能消防指令センター総合整備事業) <table><thead><tr><th rowspan="2">装置の種類</th><th colspan="3">基準額（千円）</th></tr><tr><th>離島型</th><th>Ⅱ型</th><th>Ⅲ型</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・I P 電話 受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキャナ (11) 署所端末</td><td>88,728</td><td>132,124</td><td>196,138</td></tr><tr><td>2 指揮台</td><td>－</td><td>6,261</td><td>6,261</td></tr><tr><td>3 表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示装置</td><td>14,094</td><td>20,640</td><td>41,843</td></tr><tr><td>4 無線統制台</td><td>4,835</td><td>5,541</td><td>9,659</td></tr><tr><td>5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置</td><td>6,915</td><td>13,076</td><td>31,557</td></tr><tr><td>6 気象情報収集装置</td><td>6,885</td><td>6,885</td><td>6,885</td></tr><tr><td>7 災害状況等自動案内装置</td><td>544</td><td>544</td><td>544</td></tr><tr><td>8 順次指令装置</td><td>1,512</td><td>1,512</td><td>1,512</td></tr><tr><td>9 音声合成装置</td><td>5,929</td><td>5,929</td><td>7,430</td></tr><tr><td>10 出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置</td><td>32,210</td><td>52,446</td><td>256,582</td></tr><tr><td>11 システム監視装置</td><td>1,467</td><td>1,467</td><td>1,467</td></tr><tr><td>12 電源設備 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V 系) (3) 直流電源装置(48V 系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機 (署所用)</td><td>28,370</td><td>49,526</td><td>103,330</td></tr><tr><td>13 統合型位置情報通知装置</td><td>17,771</td><td>17,771</td><td>19,548</td></tr><tr><td>14 位置情報通知装置</td><td>11,847</td><td>11,847</td><td>17,771</td></tr><tr><td>15 消防用高所監視施設</td><td>93,165</td><td>93,165</td><td>93,165</td></tr></tbody></table> 補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。 補助率は上記基準額の 1/3 以内。	装置の種類	基準額（千円）			離島型	Ⅱ型	Ⅲ型	1 指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・I P 電話 受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキャナ (11) 署所端末	88,728	132,124	196,138	2 指揮台	－	6,261	6,261	3 表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示装置	14,094	20,640	41,843	4 無線統制台	4,835	5,541	9,659	5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	6,915	13,076	31,557	6 気象情報収集装置	6,885	6,885	6,885	7 災害状況等自動案内装置	544	544	544	8 順次指令装置	1,512	1,512	1,512	9 音声合成装置	5,929	5,929	7,430	10 出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置	32,210	52,446	256,582	11 システム監視装置	1,467	1,467	1,467	12 電源設備 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V 系) (3) 直流電源装置(48V 系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機 (署所用)	28,370	49,526	103,330	13 統合型位置情報通知装置	17,771	17,771	19,548	14 位置情報通知装置	11,847	11,847	17,771	15 消防用高所監視施設	93,165	93,165	93,165		
装置の種類	基準額（千円）																																																																												
	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型																																																																										
1 指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・I P 電話 受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキャナ (11) 署所端末	88,728	132,124	196,138																																																																										
2 指揮台	－	6,261	6,261																																																																										
3 表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示装置	14,094	20,640	41,843																																																																										
4 無線統制台	4,835	5,541	9,659																																																																										
5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	6,915	13,076	31,557																																																																										
6 気象情報収集装置	6,885	6,885	6,885																																																																										
7 災害状況等自動案内装置	544	544	544																																																																										
8 順次指令装置	1,512	1,512	1,512																																																																										
9 音声合成装置	5,929	5,929	7,430																																																																										
10 出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置	32,210	52,446	256,582																																																																										
11 システム監視装置	1,467	1,467	1,467																																																																										
12 電源設備 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V 系) (3) 直流電源装置(48V 系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機 (署所用)	28,370	49,526	103,330																																																																										
13 統合型位置情報通知装置	17,771	17,771	19,548																																																																										
14 位置情報通知装置	11,847	11,847	17,771																																																																										
15 消防用高所監視施設	93,165	93,165	93,165																																																																										

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																					
消防 防災 施設	南海トラフ地震等 対策事業 費補助金	市町村	市町村が早急に対処しなければならぬ地震防災 対策事業		県単 基準額の 1/2～ 1/3 以内	一般事業 ＜充当率＞ 90%		<table><tr><th colspan="2">補助事業</th><th>基準額 (千円)</th></tr><tr><td>ライフライン確保事業</td><td>代替水源等確保事業</td><td rowspan="5">25,000 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td>帰宅困難者・滞留者等対策事業</td><td>トイレ等整備・確保事業</td></tr><tr><td></td><td>帰宅困難者・滞留者等受入用資機材整備事業</td></tr><tr><td></td><td>備蓄食料等強化対策事業</td></tr><tr><td></td><td>情報連絡手段確保事業</td></tr><tr><td></td><td>離島・孤立集落対策事業</td><td>ヘルスポット整備事業</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>被災者支援資機材整備事業</td><td></td></tr><tr><td></td><td rowspan="3">津波災害警戒区域避難誘導支援事業</td><td>浸水・津波避難施設整備事業</td><td>津波避難施設 30,000 その他 10,000 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td></td><td>浸水・津波ハザードマップ作成事業</td><td>3,000 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td></td><td>浸水・津波避難計画策定事業</td><td>3,000 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td></td><td rowspan="2">災害対応DX化推進事業</td><td>災害応急対策等DX化推進事業</td><td>3,500 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td></td><td>防災教育・啓発DX化推進事業</td><td>3,500 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td></td><td rowspan="3">建物被害軽減対策事業</td><td>避難所機能向上事業</td><td rowspan="5">40,000 (1市町村あたり)</td></tr><tr><td></td><td>消防団拠点施設（詰所）整備事業</td></tr><tr><td></td><td>初期消火確保・延焼防止事業</td></tr><tr><td></td><td rowspan="3">地域防災力強化事業</td><td>避難誘導支援事業</td></tr><tr><td></td><td>民間防災力強化育成事業</td></tr><tr><td></td><td>消防団活動支援事業</td></tr><tr><td></td><td></td><td>防災訓練実施事業</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>受援体制整備事業</td><td></td></tr><tr><td></td><td rowspan="2">災害時要配慮者対策事業</td><td>災害時要配慮者家具転倒防止支援事業</td><td></td></tr><tr><td></td><td>災害時要配慮者避難生活支援事業</td><td></td></tr></table>	補助事業		基準額 (千円)	ライフライン確保事業	代替水源等確保事業	25,000 (1市町村あたり)	帰宅困難者・滞留者等対策事業	トイレ等整備・確保事業		帰宅困難者・滞留者等受入用資機材整備事業		備蓄食料等強化対策事業		情報連絡手段確保事業		離島・孤立集落対策事業	ヘルスポット整備事業				被災者支援資機材整備事業			津波災害警戒区域避難誘導支援事業	浸水・津波避難施設整備事業	津波避難施設 30,000 その他 10,000 (1市町村あたり)		浸水・津波ハザードマップ作成事業	3,000 (1市町村あたり)		浸水・津波避難計画策定事業	3,000 (1市町村あたり)		災害対応DX化推進事業	災害応急対策等DX化推進事業	3,500 (1市町村あたり)		防災教育・啓発DX化推進事業	3,500 (1市町村あたり)		建物被害軽減対策事業	避難所機能向上事業	40,000 (1市町村あたり)		消防団拠点施設（詰所）整備事業		初期消火確保・延焼防止事業		地域防災力強化事業	避難誘導支援事業		民間防災力強化育成事業		消防団活動支援事業			防災訓練実施事業				受援体制整備事業			災害時要配慮者対策事業	災害時要配慮者家具転倒防止支援事業			災害時要配慮者避難生活支援事業		南海トラフ地震等対策事業費補助金交付要綱	災害対策課
						補助事業		基準額 (千円)																																																																							
ライフライン確保事業	代替水源等確保事業	25,000 (1市町村あたり)																																																																													
帰宅困難者・滞留者等対策事業	トイレ等整備・確保事業																																																																														
	帰宅困難者・滞留者等受入用資機材整備事業																																																																														
	備蓄食料等強化対策事業																																																																														
	情報連絡手段確保事業																																																																														
	離島・孤立集落対策事業	ヘルスポット整備事業																																																																													
		被災者支援資機材整備事業																																																																													
	津波災害警戒区域避難誘導支援事業	浸水・津波避難施設整備事業	津波避難施設 30,000 その他 10,000 (1市町村あたり)																																																																												
		浸水・津波ハザードマップ作成事業	3,000 (1市町村あたり)																																																																												
		浸水・津波避難計画策定事業	3,000 (1市町村あたり)																																																																												
	災害対応DX化推進事業	災害応急対策等DX化推進事業	3,500 (1市町村あたり)																																																																												
		防災教育・啓発DX化推進事業	3,500 (1市町村あたり)																																																																												
	建物被害軽減対策事業	避難所機能向上事業	40,000 (1市町村あたり)																																																																												
		消防団拠点施設（詰所）整備事業																																																																													
		初期消火確保・延焼防止事業																																																																													
	地域防災力強化事業	避難誘導支援事業																																																																													
		民間防災力強化育成事業																																																																													
		消防団活動支援事業																																																																													
		防災訓練実施事業																																																																													
		受援体制整備事業																																																																													
	災害時要配慮者対策事業	災害時要配慮者家具転倒防止支援事業																																																																													
		災害時要配慮者避難生活支援事業																																																																													
	ただし、交付申請時における補助事業の内容ごとの事業費が補助基準額を下回る場合は、当該事業費の千円未満の端数を切り捨てた額を補助基準額（補助対象事業費）とする。 補助金交付は市町村単位とし、複数の事業を実施する市町村についても一つの交付単位とみなす。																																																																														

ただし、交付申請時における補助事業の内容ごとの事業費が補助基準額を下回る場合は、当該事業費の千円未満の端数を切り捨てた額を補助基準額（補助対象事業費）とする。

補助金交付は市町村単位とし、複数の事業を実施する市町村についても一つの交付単位とみなす。

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																
緊急消防援助隊設備	緊急消防援助隊設備整備費補助金	市町村・一部事務組合等	次の緊急消防援助隊の設備の整備 ・消防用自動車 ・航空機 ・消防艇 ・消防用資機材 ・消防に関する情報通信を行うための施設	国直 基準額の1/2		一般補助施設整備等事業 ＜充当率＞90%		<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">施設の種類の</th><th>基準額 (千円)</th></tr><tr><td rowspan="16">消防用自動車</td><td rowspan="10">消防ポンプ自動車</td><td>災害対応特殊消防ポンプ自動車</td><td>C D－Ⅱ型 38,744 C D－Ⅰ型 30,749 Ⅱ型 43,675 Ⅰ－B型 39,262 Ⅰ－A型 36,861 V型 105,616 Ⅳ型 87,926 Ⅲ型 84,455 Ⅱ型 47,685 Ⅰ型 46,434 大Ⅱ型 147,322 大Ⅰ型 104,545</td></tr><tr><td rowspan="3">救助工作車</td><td>救助工作車</td><td>Ⅳ型 53,107 Ⅲ型 74,003 Ⅱ型 66,665</td></tr><tr><td>救急自動車</td><td>災害対応特殊救急自動車</td><td>22,419</td></tr><tr><td rowspan="10">その他の消防用自動車</td><td>災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車</td><td>38m級 173,246 30m級 121,591 24m級 111,498 18m級 89,769 15m級 80,108</td></tr><tr><td>災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車</td><td>94,366</td></tr><tr><td>災害対応特殊高発泡車</td><td>17,391</td></tr><tr><td>災害対応特殊大型高所放水車</td><td>92,654</td></tr><tr><td>災害対応特殊泡原液搬送車</td><td>23,441</td></tr><tr><td>特殊災害対応自動車</td><td>112,488</td></tr><tr><td rowspan="4">支援車</td><td>Ⅰ型 42,732 Ⅱ型 39,137 Ⅲ型 13,237 Ⅳ型 9,607</td></tr><tr><td>海水利用型消防水利システム</td><td>144,130</td></tr><tr><td>災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車</td><td>40,449</td></tr><tr><td>消防活動二輪車</td><td>2,544</td></tr><tr><td>航空機</td><td>救助消防ヘリコプター</td><td>1,656,940</td></tr><tr><td rowspan="3">消防艇</td><td rowspan="3">広域応援対応型消防艇</td><td>60 t 級を超えるもの 消防庁長官が定める額 60 t 級 922,900 30 t 級 650,700</td></tr><tr><td rowspan="12">消防用資機材</td><td>救助用資機材</td><td>救助用資機材 29,600 高度救助用資機材 28,577 高度探査装置 79,595</td></tr><tr><td>救急用資機材</td><td>高度救命処置用資機材 10,067 搬送用アイソレーター装置 1,616</td></tr><tr><td rowspan="7">その他の消防用資機材</td><td>緊急消防援助隊用支援資機材等 4,417 テロ対策用特殊救助資機材 31,095 検知型遠隔探査装置 11,983 海水利用型消防水利システム用資機材 93,050 ヘリコプター高度化資機材 118,470 ヘリコプター消火用タンク 33,848 ヘリコプター用衛星電話 15,458</td></tr><tr><td rowspan="18">消防に関する情報通信を行うための施設</td><td rowspan="19">消防救急デジタル無線設備</td><td>管轄面積が2,000㎓以上又は管轄人口が70万人以上 消防庁長官が定める額 管轄面積 管轄人口</td></tr><tr><td rowspan="4">1,500 ㎓以上 2,000 ㎓未満</td><td>30 万人以上 70 万人未満 981,608 10 万人以上 30 万人未満 744,668 10 万人未満 710,820</td></tr><tr><td rowspan="4">1,000 ㎓以上 1,500 ㎓未満</td><td>30 万人以上 70 万人未満 710,820 10 万人以上 30 万人未満 575,425 10 万人未満 541,577</td></tr><tr><td rowspan="4">500 ㎓以上 1,000 ㎓未満</td><td>30 万人以上 70 万人未満 541,577 10 万人以上 30 万人未満 406,183 10 万人未満 338,485</td></tr><tr><td rowspan="4">250 ㎓以上 500 ㎓未満</td><td>30 万人以上 70 万人未満 440,032 10 万人以上 30 万人未満 270,788 10 万人未満 236,940</td></tr><tr><td rowspan="4">250 ㎓未満</td><td>30 万人以上 70 万人未満 304,637 10 万人以上 30 万人未満 169,243 10 万人未満 135,395</td></tr><tr><td rowspan="3">その他の消防に関する情報通信を行うための施設</td><td>ヘリコプターテレビ電送システム</td><td>機上設備 79,174 地上設備 169,613</td></tr></table>	区分	施設の種類の		基準額 (千円)	消防用自動車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	C D－Ⅱ型 38,744 C D－Ⅰ型 30,749 Ⅱ型 43,675 Ⅰ－B型 39,262 Ⅰ－A型 36,861 V型 105,616 Ⅳ型 87,926 Ⅲ型 84,455 Ⅱ型 47,685 Ⅰ型 46,434 大Ⅱ型 147,322 大Ⅰ型 104,545	救助工作車	救助工作車	Ⅳ型 53,107 Ⅲ型 74,003 Ⅱ型 66,665	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	22,419	その他の消防用自動車	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級 173,246 30m級 121,591 24m級 111,498 18m級 89,769 15m級 80,108	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	94,366	災害対応特殊高発泡車	17,391	災害対応特殊大型高所放水車	92,654	災害対応特殊泡原液搬送車	23,441	特殊災害対応自動車	112,488	支援車	Ⅰ型 42,732 Ⅱ型 39,137 Ⅲ型 13,237 Ⅳ型 9,607	海水利用型消防水利システム	144,130	災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	40,449	消防活動二輪車	2,544	航空機	救助消防ヘリコプター	1,656,940	消防艇	広域応援対応型消防艇	60 t 級を超えるもの 消防庁長官が定める額 60 t 級 922,900 30 t 級 650,700	消防用資機材	救助用資機材	救助用資機材 29,600 高度救助用資機材 28,577 高度探査装置 79,595	救急用資機材	高度救命処置用資機材 10,067 搬送用アイソレーター装置 1,616	その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等 4,417 テロ対策用特殊救助資機材 31,095 検知型遠隔探査装置 11,983 海水利用型消防水利システム用資機材 93,050 ヘリコプター高度化資機材 118,470 ヘリコプター消火用タンク 33,848 ヘリコプター用衛星電話 15,458	消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備	管轄面積が2,000㎓以上又は管轄人口が70万人以上 消防庁長官が定める額 管轄面積 管轄人口	1,500 ㎓以上 2,000 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 981,608 10 万人以上 30 万人未満 744,668 10 万人未満 710,820	1,000 ㎓以上 1,500 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 710,820 10 万人以上 30 万人未満 575,425 10 万人未満 541,577	500 ㎓以上 1,000 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 541,577 10 万人以上 30 万人未満 406,183 10 万人未満 338,485	250 ㎓以上 500 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 440,032 10 万人以上 30 万人未満 270,788 10 万人未満 236,940	250 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 304,637 10 万人以上 30 万人未満 169,243 10 万人未満 135,395	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム	機上設備 79,174 地上設備 169,613	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額	消防保安課
区分	施設の種類の		基準額 (千円)																																																																							
消防用自動車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	C D－Ⅱ型 38,744 C D－Ⅰ型 30,749 Ⅱ型 43,675 Ⅰ－B型 39,262 Ⅰ－A型 36,861 V型 105,616 Ⅳ型 87,926 Ⅲ型 84,455 Ⅱ型 47,685 Ⅰ型 46,434 大Ⅱ型 147,322 大Ⅰ型 104,545																																																																							
		救助工作車	救助工作車	Ⅳ型 53,107 Ⅲ型 74,003 Ⅱ型 66,665																																																																						
			救急自動車	災害対応特殊救急自動車	22,419																																																																					
			その他の消防用自動車	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m級 173,246 30m級 121,591 24m級 111,498 18m級 89,769 15m級 80,108																																																																					
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		94,366																																																																						
		災害対応特殊高発泡車		17,391																																																																						
		災害対応特殊大型高所放水車		92,654																																																																						
		災害対応特殊泡原液搬送車		23,441																																																																						
		特殊災害対応自動車		112,488																																																																						
		支援車		Ⅰ型 42,732 Ⅱ型 39,137 Ⅲ型 13,237 Ⅳ型 9,607																																																																						
	海水利用型消防水利システム			144,130																																																																						
	災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車			40,449																																																																						
	消防活動二輪車			2,544																																																																						
	航空機	救助消防ヘリコプター	1,656,940																																																																							
	消防艇	広域応援対応型消防艇	60 t 級を超えるもの 消防庁長官が定める額 60 t 級 922,900 30 t 級 650,700																																																																							
			消防用資機材	救助用資機材	救助用資機材 29,600 高度救助用資機材 28,577 高度探査装置 79,595																																																																					
救急用資機材				高度救命処置用資機材 10,067 搬送用アイソレーター装置 1,616																																																																						
その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等 4,417 テロ対策用特殊救助資機材 31,095 検知型遠隔探査装置 11,983 海水利用型消防水利システム用資機材 93,050 ヘリコプター高度化資機材 118,470 ヘリコプター消火用タンク 33,848 ヘリコプター用衛星電話 15,458																																																																									
	消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備		管轄面積が2,000㎓以上又は管轄人口が70万人以上 消防庁長官が定める額 管轄面積 管轄人口																																																																						
				1,500 ㎓以上 2,000 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 981,608 10 万人以上 30 万人未満 744,668 10 万人未満 710,820																																																																					
					1,000 ㎓以上 1,500 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 710,820 10 万人以上 30 万人未満 575,425 10 万人未満 541,577																																																																				
						500 ㎓以上 1,000 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 541,577 10 万人以上 30 万人未満 406,183 10 万人未満 338,485																																																																			
							250 ㎓以上 500 ㎓未満	30 万人以上 70 万人未満 440,032 10 万人以上 30 万人未満 270,788 10 万人未満 236,940																																																																		
				250 ㎓未満				30 万人以上 70 万人未満 304,637 10 万人以上 30 万人未満 169,243 10 万人未満 135,395																																																																		
その他の消防に関する情報通信を行うための施設					ヘリコプターテレビ電送システム			機上設備 79,174 地上設備 169,613																																																																		

施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	地域経済循環の創造 (地域資源活用事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ ア ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、コワーキングスペース、貸工場等の整備 イ 農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備 ウ 地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備 エ 水質・土壌汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備	地方債同意等基準運用要綱別紙31(1)ア	市町村課地域振興室
	地域経済循環の創造 (地域情報通信基盤整備事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ ア 公共施設等を接続するネットワークの整備（庁内LANを除く。） イ 過疎地域や民間事業者による整備が見込めない地域等に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設や高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化や光ファイバの高度化を伴う更新、並びに無線アクセス設備の整備 ウ 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業 エ 地域衛星通信ネットワーク施設の整備 オ 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点の整備 カ 電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備	地方債同意等基準運用要綱別紙31(1)イ	市町村課地域振興室
	地域経済循環の創造 (自然再生・地球温暖化対策事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ ア 灌漑・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全 イ 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備 ウ 都市緑化のための植樹、植栽等 ※「令和4年度地方債同意等基準運用要綱」別紙2の(1)のウの(イ)に定める「分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコージェネレーション等）を活用した施設の整備（売電を主たる目的とする場合を除く。）や高効率照明機器の整備」、(ウ)に定める「施設省エネルギー改修」及び(エ)に定める「低公害車の導入」のうち、脱炭素化推進事業の対象となるものを除き、令和4年度までに実施設計に着手した事業については引き続き本事業の対象とするものとする。	地方債同意等基準運用要綱別紙31(1)ウ	市町村課地域振興室
	地域経済循環の創造 (国土保全対策事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ ア 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備 イ 公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林の取得 ウ 小規模農地・農道等の整備 エ 耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備 オ 交流施設（花畑、園地、体験農場等）、就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備 カ 景観保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備	地方債同意等基準運用要綱別紙31(1)エ	市町村課地域振興室
	人材力の活性化	市町村	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設（産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備	地方債同意等基準運用要綱別紙31(2)	市町村課地域振興室
	地域の歴史文化資産の活用	市町村	地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜対象事業＞ ア 地方指定文化財等、国指定文化財等（いずれも建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備 イ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等	地方債同意等基準運用要綱別紙31(3)	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	一億総活躍社会の実現のためのいちと生活を守る安心の確保	市町村	少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備			地域活性化事業 〈充当率〉90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア リハビリテーション施設、看護師等養成所等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備 イ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入 ウ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備	地方債同意等基準適用要綱別紙31(4)	市町村課地域振興室
	連携中枢都市圏構想の推進	市町村	連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、右記の要件を全て満たす事業			地域活性化事業 〈充当率〉90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<事業要件> ア 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成事業 (ア) 圏域全体の経済成長のけん引 a 新技術等開発を支援するための施設の整備 b 観光拠点施設の整備 (イ) 高次の都市機能の集積・強化 a 高度医療の提供に資する施設の整備 b アクセス拠点施設の整備 c 高等教育機関における研究施設の整備 (ウ) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 a 医療・福祉を確保するための施設の整備 b 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備 c 産業振興のための施設の整備 イ 次に掲げる(ア)から(エ)までの要件の全てを満たすこと。 (ア) 連携中枢都市圏ビジョンで設定されたKPIと実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。 (イ) 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。 (ウ) 連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 (エ) 施設運営等についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。 <特別交付税> ・ 連携中枢都市については、「圏域サービスの生活関連機能サービスの向上」(上記事業要件の(ウ)の取組)に要する経費が対象。 ・ 上限額等の詳細については、「連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置について」(平成28年4月1日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡)を参照のこと。	地方債同意等基準適用要綱別紙31(5)	市町村課地域振興室
							連携中枢都市は一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額(算式による措置額)の上限額あり)、連携市町村は一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額(上限額1,800万円)が、特別交付税の基礎数値となる。			

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要									
その他	定住自立圏構想の推進	市町村	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、右記の要件の全てを満たす事業			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜事業要件＞ ア 中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 イ 施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。 ＜特別交付税＞ 上限額等の詳細については、「定住自立圏構想推進のための地方財政措置について」（平成22年4月30日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡）を参照のこと。	地方債同意等基準運用要綱別紙31(6)	市町村課地域振興室									
	合併の円滑化	市町村	市町村の合併の特例に関する法律の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、右記の要件の全てを満たす事業			地域活性化事業 ＜充当率＞90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	＜事業要件＞ ア 平成22年4月1日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業 イ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること ウ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること	地方債同意等基準運用要綱別紙31(7)	市町村課地域振興室									
	中心市街地再活性化等特別対策事業	市町村	市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備			一般事業 ＜充当率＞75%	元利償還金の30%が特別交付税の基礎数値となる。	＜対象事業＞ 中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画に位置付けられた次の事業 ア 公共施設整備事業 ・ 集客力を高める施設の整備 ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備 ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備 イ 助成事業 一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うものに対する市町村の助成事業	中心市街地の活性化に関する法律	市町村課地域振興室									
	山間市町村振興資金貸付金	市町村・一部事務組合・広域連合	過疎地域又は離島を有し、財政力が脆弱な市町村等に対し、社会資本の整備事業等に必要な資金を貸し付け、山間市町村の振興を図るとともに、山間市町村の行政水準の向上及び住民福祉の増進を図ることを目的とする事業					＜対象事業＞ 地方債の発行が可能な事業のうち、次に掲げる事業 ア 山間市町村が行う住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要と認められる事業 イ 山間市町村が行う公共施設の整備等に必要となる事業 ウ 災害復旧事業 エ その他特に知事が必要と認める事業 ＜貸付利率及び償還期限＞ <table><tr><th>対象事業</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>対象事業ア、イ及びエに該当する事業</td><td>貸付決定日における国の地方債に係る財政融資資金（半年賦・固定金利方式）のうち貸付金の償還期限及び据置期間に対応する貸付利率ただし、当分の間0.01%とする。</td><td>12年以内（うち据置期間3年以内）</td></tr><tr><td>対象事業ウに該当する事業</td><td>同上</td><td>10年以内（うち据置期間2年以内）ただし、農地等小災害復旧事業及び災害対策事業については5年以内（うち据置期間1年以内）</td></tr></table>	対象事業	貸付利率	償還期限	対象事業ア、イ及びエに該当する事業	貸付決定日における国の地方債に係る財政融資資金（半年賦・固定金利方式）のうち貸付金の償還期限及び据置期間に対応する貸付利率ただし、当分の間0.01%とする。	12年以内（うち据置期間3年以内）	対象事業ウに該当する事業	同上	10年以内（うち据置期間2年以内）ただし、農地等小災害復旧事業及び災害対策事業については5年以内（うち据置期間1年以内）	愛知県山間市町村振興資金貸付要綱	市町村課地域振興室
対象事業	貸付利率	償還期限																	
対象事業ア、イ及びエに該当する事業	貸付決定日における国の地方債に係る財政融資資金（半年賦・固定金利方式）のうち貸付金の償還期限及び据置期間に対応する貸付利率ただし、当分の間0.01%とする。	12年以内（うち据置期間3年以内）																	
対象事業ウに該当する事業	同上	10年以内（うち据置期間2年以内）ただし、農地等小災害復旧事業及び災害対策事業については5年以内（うち据置期間1年以内）																	

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	地域未来交付金 (地域未来推進型)	市町村・一部事務組合・広域連合	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を支援	国直 インフラ整備事業 除く 事業費の1/2		インフラ整備事業 除く 一般補助施設整備等事業 <充当率> 90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	市町村は、以下の条件を満たす事業に成果目標（KPI）を設定した交付金実施計画を作成して国に提出し、審査の上、国から毎年交付を受ける。 【申請時期】年2回程度 <対象事業> 市町村が策定した地方版総合戦略に位置付けられた事業（戦略産業クラスター関連事業、地域産業クラスター関連事業、地場産業支援関連事業） （例）農林水産、観光振興、ローカルイノベーション、日常生活に不可欠なサービスの持続可能な提供、小さな拠点、まちづくり、若者雇用対策、ワークライフバランスの実現、生涯活躍のまち、移住促進・地方創生人材の確保・育成 <交付基準> 以下の先導性の視点を満たすこと（①については申請の要件として必ず含む必要があり、②～⑦については申請の要件とはならないが、含まれていることが望ましい）。また、成果目標（KPI）を設定し、効果検証（PDCA）を毎年実施すること。 ① 自立性 ② 官民協働 ③ 地域間連携 ④ 政策・施策間連携 ⑤ デジタル社会の形成への寄与 ⑥ 事業推進主体の形成 ⑦ 地域社会を担う人材の育成・確保 <類型> 1 ソフト事業（計画期間：原則3年以内） 新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施段階に要する、ソフト事業を中心とした経費を支援 2 拠点整備事業（計画期間：原則3年以内） 地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、建築基準法の「建築物」（＝「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成等）」に該当するものを支援 3 インフラ整備事業（計画期間：原則5年以内） 公共事業関係費（治水、治山、海岸、道路整備、港湾整備、空港整備等）を支援 ※ソフト事業は、5割が標準的な経費として普通交付税により、残りの5割については、事業費に応じて特別交付税により措置	地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱	地方創生課

